

(様式2)
 処分基準（不利益処分関係）

		担当課	労政雇用課	検索番号	1-1
法令名	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律		根拠条項	5-2	
許認可等	改善計画の認定の取消				
<p>(根拠規定)</p> <p>中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律 第5条第2項</p> <p>都道府県知事は、前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき、又は認定組合等若しくはその構成員若しくは認定中小企業者が認定計画に従って改善事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>(処分基準)</p> <p>中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく認定事務実施要領 (改善計画の認定の取消)</p> <p>第11条 知事は、認定計画の実施に著しい支障が生じて、当該認定計画に従って改善事業を実施する見込みがなくなったと認められる場合又は当該認定計画が法令及び第6条の認定基準を満たさなくなったと認められる場合には、当該認定を取り消すことができる。例えば、整備法第46条により、特例社団法人が解散されたものとみなされる場合等が該当する。</p> <p>2 知事は、認定計画の認定の取消をしようとするときは、事前に認定組合等又は認定中小企業者の意見を十分に聴き処理するものとする。</p> <p>3 第5条第1項から第3項の規定は、改善計画の認定を取消する場合について準用する。なお、この場合、当該組合等に通知するときは、様式第7号「改善計画認定取消通知書」によるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく認定事務実施要領 (改善計画の認定基準)</p> <p>第6条 組合等又は中小企業者が作成し、認定を申請する改善計画が、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p> <p>(1) 組合等の改善計画の認定基準</p> <p>① 改善事業（法第4条第1項に規定する改善事業をいう。以下同じ。）の目標、内容及び実施時期が中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針（平成10年通商産業省・労働省告示第2号。以下「基本指針」という。）に照らして適切なものであること。</p> <p>② 改善事業の内容、実施時期並びに事業実施に必要な資金の額及びその調達方法が、事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。</p> <p>③ 基本指針に基づく労働時間等の設定の改善、男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と</p>					

(様式2)
処分基準（不利益処分関係）

家庭生活との両立支援、職場環境の改善、福利厚生の実施、募集・採用の改善、教育訓練の充実及びその他の雇用管理の改善の7項目のうち、当該組合等の実情に照らして、労働力の確保のために必要かつ適切な項目又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する項目に取り組むこととするものであること。

- ④ 構成中小企業者の概ね3分の1以上（労働者を雇用している構成中小企業者の概ね3分の1以上をいうものであること。）が、③の7項目のうち、募集・採用の改善を除くものいずれかについて、当該組合等が掲げる目標に沿った事業に取り組むこととしていること。
- ⑤ 組合等が、その構成中小企業者から委託を受けて労働者の募集を行う場合においては、募集に従事する者の配置等その募集に係る体制等が整備されているもの（募集に従事するものとして組合等の役員又は職員が指定されており、労働者の募集に必要な設備等が整備されていること。）であること。
- ⑥ ③の「その他の雇用管理の改善」について、その内容が労働基準関係法令に関するものである場合には、労働基準関係法令に違反する内容を含むものではなく、また労働条件を引き下げるものではないこと。
- ⑦ ③の「実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する」とは、実践的な職業訓練を行うことが必要な青少年（40歳未満の者）に対して、実習併用職業訓練又は熟練技能等（能開法第12条の2第1項に規定する熟練技能者等をいう。）を承継させるために行われる職業訓練等の実施に伴い、雇用管理の改善の措置がなされるとともに、将来において雇用管理の改善が見込まれるものであること。

(2) 中小企業者の改善計画の認定基準

- ① 改善事業の目標、内容及び実施時期が基本指針に照らして適切なものであること。
- ② 改善事業の内容、実施時期並びに事業実施に必要な資金の額及びその調達方法が、事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。
- ③ 基本指針に基づく労働時間等の設定の改善、男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援、職場環境の改善、福利厚生の実施、募集・採用の改善、教育訓練の充実及びその他の雇用管理の改善の7項目のうち、当該中小企業者の実情に照らして、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保のために必要かつ適切な項目、新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する項目又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する項目に取り組むものであること。
- ④ ③の7項目のうち、募集・採用の改善を除くいずれかの項目に取り組むこととしていること。
- ⑤ ③の「職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者」とは、経営戦略の企画を担当できる者、それに必要な高度の専門知識を有する者、製品技術の開発を担当できる者その他の中小企業における高付加価値化等を担うことができる人材をいうものであること。
- ⑥ ③の「その他の雇用管理の改善」について、その内容が労働基準関係法令に関するものである場合には、労働基準関係法令に違反する内容を含むものではなく、また労働条件を引き下げるものではないこと。
- ⑦ ③の「新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する」とは、新分野進出等に伴い、雇用管理の改善の措置がなされるとともに、将来において雇用管理の改善が見込まれるものであること。

(様式2)
処分基準（不利益処分関係）

- ⑧ ③の「実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する」とは、実践的な職業訓練を行うことが必要な青少年（40歳未満の者に対して、実習併用職業訓練又は熟練技能等（能開法第12条の2第1項に規定する熟練技能者等をいう。）を継承させるために行われる職業訓練等の実施に伴い、雇用管理の改善の措置がなされるとともに、将来において雇用管理の改善が見込まれるものであること。